

# 栃木県立宇都宮産業展示館利用規程

(平成31年 大高商事グループ 規程第1号)

## (目的)

第1条 この規程は、栃木県立宇都宮産業展示館（以下「マロニエプラザ」という。）の指定管理者として指定された大高商事グループ（以下「指定管理者」という。）が、マロニエプラザの利用について必要な事項を定めるものとする。

## (利用時間・休館日)

第2条 栃木県立宇都宮産業展示館設置及び管理条例（昭和63年栃木県条例第24号）（以下「条例」という。）第1条の2の規定に基づくマロニエプラザの受付時間は午前9時から午後9時までとする。ただし、利用者から利用時間の延長申請があった場合は、午前6時からの延長を認めることとする。

2 条例第1条の2の規定に基づく、休館日は12月29日から1月3日までとする。

## (利用許可申請)

第3条 条例第2条の規定により利用の許可を受けようとする者（以下「利用許可申請者」という。）は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日以後に利用許可申請書（別記様式第1号）を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合はこの限りではない。

- 一 大展示場の全部又は3分の2を引き続き3日以上利用する場合（これらに併せて小展示場、展示ホール、屋外展示場又は会議室を利用する場合を含む。）利用しようとする日の最初の日（以下「利用開始日」という。）の2年前の日
- 二 大展示場、小展示場、展示ホール又は屋外展示場を利用する場合（これらに併せて会議室を利用する場合を含み、前号に掲げる場合を除く。）利用開始日（2日以上利用とする場合にあっては、当該利用の最初の日。）の1年前の日
- 三 会議室を利用する場合（前2号に掲げる場合を除く。）利用開始日の3ヶ月前の日

## (利用申込)

第4条 利用申込の受付時間は、休館日を除く日の午前8時30分から午後5時30分までとする。

- 2 利用申込は、原則として先着順とし、窓口又は電話で受け付ける。ただし、同日に申し込みが重複した場合には調整を行うものとする。
- 3 前項により予約した者は、指定管理者が指定する日までに利用許可申請書を提出しなければならない。
- 4 指定管理者が指定する日までに利用許可申請書の提出がない場合は、予約を取り消す

ものとする。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りではない。

(利用許可)

第5条 指定管理者は、原則として利用許可申請書を受理した日から7日以内に内容を審査のうえ、利用を許可することとした場合は、利用許可書（別記様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

(許可利用内容の変更又は取消)

第6条 条例第3条の許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）は、その利用の内容を変更しようとするときは、次の各号の期日までに利用許可変更申請書（別記様式第3号）に利用許可書を添えて、指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

一 展示場の利用にあつては、利用開始日の31日前まで

二 会議室の利用にあつては、利用開始日の8日前まで

2 指定管理者は、利用許可変更申請書の提出があつたときは、内容を審査のうえ、利用許可の変更を承認した場合は、利用許可変更許可書（別記様式第4号）を許可利用者に交付するものとする。

3 許可利用者の都合による利用内容の変更は、原則として同年度1回限りとする。ただし、指定管理者が特別な事由があると認めるときは、この限りではない。

4 許可利用者は、利用の取り消しをしようとするときは、あらかじめ利用取消承認申請書（別記様式第5号）に利用許可書を添えて、指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

5 指定管理者は、利用取消承認申請書の提出があつたときは、内容を審査のうえ、利用許可の取り消しを承認した場合は、利用取消受理書（別記様式第6号）を当該申請者に交付するものとする。

(利用許可の取消等)

第7条 指定管理者は、条例第5条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、利用の許可を取り消すことができる。

一 利用許可申請書に偽りがあつたとき

二 第12条に定める遵守事項に違反したとき

三 特別な理由がなく指定した期限後10日を経過しても利用料金が納入されない場合、又は納入される見込がないと認められるとき

2 指定管理者が県からの臨時休館の要請等を受けた場合は、許可利用者は指定管理者からの使用中止・延期の要請等に原則として協力するものとする。

(利用料金)

第8条 条例第8条第2項の規定に基づく、マロニエプラザの展示場、会議室及び備品等（以下「施設等」という。）利用にかかる料金（以下「利用料金」という。）の額は、別表のとおりとする。

(利用料金の納入)

第9条 利用料金は前納とし、指定管理者に前納された利用料金は還付しない。

2 許可利用者は、指定管理者の請求に基づき、利用許可書の内容に応じた利用料金を、指定管理者が発行する請求書（別記様式第7号）により、次のとおり納入しなければならない。ただし、利用開始日が利用許可日から46日未満の場合には、利用料金の全額を指定管理者が指定する期日までに納入しなければならない。

一 大展示場、小展示場、展示ホール又は屋外展示場を利用する場合（これらに併せて会議室を利用する場合を含む。）の利用にあつては、指定管理者が指定する期日までに利用料金の30%（利用予納金）を、利用開始日の31日前までに利用料金の残額を納入するものとする。

二 会議室（前項の利用は除く。）の利用にあつては、利用日までに利用料金の全額を納入するものとする。

3. 許可利用者は、利用した内容に応じた利用料金の額（冷暖房、電力、水道及び備品等の利用料金を含む。）が、前項により納入した利用料金の額を上回った場合にあつては、当該差額を指定管理者が指定する期日までに納入するものとする。

4 前各項にかかわらず、指定管理者が特別の事由があると認めたときは、この限りではない。

(施設利用の取消料)

第10条 許可利用者の都合により施設利用を取り消す場合には、下記の取消料を納入するものとする。なお、利用料金が納入されている場合は、取消料として充当するものとする。

一 展示場利用

- |                       |           |
|-----------------------|-----------|
| ア 利用許可日から利用開始日の31日前まで | 利用料金の30%  |
| イ 利用開始日の30日前以降        | 利用料金の100% |

二 会議室利用

- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| ア 利用許可日から利用開始日の8日前まで | 免除        |
| イ 利用開始日の7日前以降        | 利用料金の100% |

(利用計画書の提出)

第11条 許可利用者は、指定管理者の指定する期日までに、利用計画書（別記様式第8

号) その他指定管理者が必要と認める書類を提出し、利用に関する必要な事項について、指定管理者が指定する職員とあらかじめ打ち合わせを行うものとする。

(許可利用者の遵守事項)

第12条 許可利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 利用の承認を受けた目的以外に施設を利用しないこと。
- 二 施設等の利用権を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- 三 自己の責任において展示品等の管理を行うこと。
- 四 秩序を乱すおそれのある者を入場させないこと。
- 五 火災、盗難等の発生の防止に努めること。
- 六 秩序の維持、入場者の安全確保、駐車場の整理等について、責任者を配置する等必要な措置を講じること。
- 七 清掃及びごみ処理については、許可利用者の責任と負担により行うこと。

(職員の立ち入り)

第13条 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、許可利用者がマロニエプラザの施設を利用しているときに、当該施設に職員を立ち入らせ、必要な指示をさせることができる。

(入場の制限)

第14条 指定管理者は、次の者に対し、マロニエプラザへの入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- 一 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になるおそれがある者
- 二 施設等を損傷又は滅失するおそれがある者
- 三 その他施設の管理上支障がある行為をするおそれがある者

(原状回復)

第15条 許可利用者は、施設等について撤去が終了したときは、利用した施設等を原状に回復し、職員の立会い(事後確認)を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、原状回復が不十分であるときは、職員の指示に従い補正を行わなければならない。

(修復費用の負担)

第16条 故意または過失により、施設等を損傷し、又は滅失した場合は、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

- 2 催事等において、施設等を損傷し、又は滅失した場合は、許可利用者の負担で修繕等

を行わなければならない。

(利用料金の免除等)

第17条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除し、還付することができる。

2 前項の規定により免除又は還付を請求しようとする者は、利用料金免除・還付請求書(別記様式第9号)を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、マロニエプラザの利用について必要な事項は、指定管理者が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。